

羽生市職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、職員が職務を遂行するに当たり、常に自覚しなければならない公務員倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。

2 この規定において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

3 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

4 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(2) 補助金等（羽生市補助金等交付に関する規則（平成23年規則第1号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付

する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請の対象となる事業者等又は特定個人

(3) 立入検査等（法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをすることができる資格を有する事業者等又は特定個人

(7) 前各号に掲げるもののほか、職員が職務として携わる事務 当該事務に関し利害関係を有する事業者等又は特定個人

5 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

6 他の職員の利害関係者が職員をしてその職に基づく影響力を当該

他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

7 この規程において「倫理監督員」とは、職員の職務に係る倫理の保持を図るために置かれる職員であって職員に対する倫理の保持に係る指導及び助言を行うものをいう。

8 この規程において「管理職員」とは、羽生市一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第16号）第7条の規定により規則で指定する職員をいう。

（倫理行動規準）

第3条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、法その他関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

（1） 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

（2） 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

（3） 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

（4） 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目

指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

(5) 職員は、勤務時間の内外を問わず、常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを意識して行動しなければならないこと。

(6) 職員は、公金が市民から負託された貴重な財産であることを意識し、適正な予算の執行を行わなければならないこと。

(7) 職員は、交通安全の推進において市民の模範となるべき立場にあることを深く自覚し、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定を遵守するとともに、交通マナーの向上に努めなければならないこと。

(管理職員の責務)

第4条 管理職員は、自ら率先して模範を示すことにより適正な服務規律の確保を図るとともに、管理責任を十分に自覚し、部下の職員の指導及び監督に努めなければならない。

(禁止行為)

第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場

されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

(7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

(8) 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

(3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)

(4) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(5) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、職員(同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合においては、

それらの対価がそれら行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止事項の例外)

第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係者の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督員に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から社会通念上相当と認められる程度を超えて贈与等を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(官公庁等の職員との接触)

第8条 職員は、国若しくは他の地方公共団体の職員又は特別の法律により設立された法人で国若しくは地方公共団体が出資しているものの役員若しくは職員と接触するときは、前各条の趣旨に配慮の上、市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第9条 職員は、他の職員の第5条又は前2条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、これらの利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、羽生市職員賠償責任等審査委員会規程（昭和48年規程第7号）に規定する羽生市職員賠償責任等審査委員会、任命権者、倫理監督員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己又は他の職員が法令又はこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 管理職員は、その管理し、又は監督する職員が法令又はこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第10条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ利害関係者との飲食届（様式第1号）を倫理監督員を経由して市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに届け出なければならない。

（1） 多数の者が出席する式典等において、利害関係者と共に飲食するとき。

（2） 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（講演等に関する規制）

第11条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（法第38条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督員の承認を得なければならない。

（倫理監督員への相談）

第12条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断できない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督員に相談するものとする。

（贈与等の報告）

第13条 職員は、事業者等から贈与等を受けたとき又は事業者等と当該職員の職務との関係に基づき提供する人的役務に対する報酬として次に掲げる報酬の支払を受けたときは、これらを受けた日から起算して14日以内に、贈与等報告書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

（1） 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

（2） 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関する事項に関する講演等の報酬

2 前項の規定は、第5条第2項各号に掲げる行為については、適用しない。この場合において、同号中「利害関係者」とあるのは、「事業者等」とする。

3 利害関係者に該当しない事業者等から贈与等を受けた場合であつて、それが社会通念上相当と認められる程度であるときは、第1項の規定は、適用しない。

(倫理監督員)

第14条 倫理監督員は、総務課長をもって充てる。

(倫理監督員の責務)

第15条 倫理監督員は、この規程に定める事項の実施に関し次に掲げる責務を有する。

(1) 職員からの第6条第2項又は第12条に規定する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 職員が特定の者と市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うこと。

2 倫理監督員は、その指定する職員にその職務の一部を行わせることができる。

(違反者の処分)

第16条 市長は、職員がこの規程に違反する行為を行った場合は、速やかに実態調査を行うとともに、人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

利害関係者との飲食届

(宛先)

羽生市長

所 属

職 名

氏 名

以下のとおり、利害関係者等との飲食について届け出ます。

日時・場所	
利害関係者等の 名前・所属・役職	
利害関係者等との 具体的関連	
利害関係者等以外 の者の有無・人数	有 () 名 ・ 無
費用の額	円
費用負担者の 名前・所属・役職	
会議等の名称	

(注1) 利害関係者等との具体的関連の欄には、職員の所属部署における具体的な権限関係を記入するとともに申請日現在における権限の行使状況を記入すること。

(注2) その他参考資料があれば添付すること。

贈与等報告書

(宛先)
羽生市長

所 属
職 名
氏 名

以下のとおり、事業者等からの贈与等について届け出ます。

贈与等により利益を受けた年月日	年 月 日
贈与等により受けた利益の起因となった事実及び内容 会合等への出席（供応接待等） { 基因となった会合名： 内容： } その他の贈与 { 基因となった事実： 内容： }	
贈与等により受けた利益の価額	
<input type="checkbox"/> 金銭・物品等の場合 <input type="checkbox"/> 商品又はサービスの一般市場価格に依拠（カタログ、料金等の価格） <input type="checkbox"/> 類似品や類似規格品の一般市場価格に依拠（カタログ、料金等の価格） <input type="checkbox"/> その他	供応接待の場合 <input type="checkbox"/> 主催者側から聴取（総額を確認し、出席者数で等分） <input type="checkbox"/> 店側から聴取（総額を確認し、出席者数で等分） <input type="checkbox"/> 招待者以外に会費を払った者から聴取（案内状等に記載の価格） <input type="checkbox"/> 飲食店等の料金表に依拠（店舗、インターネット等の料金表に記載の価格）
<input type="checkbox"/> その他 ※以上の方法による確認ができない場合は理由を記すとともに、その推計の根拠となる資料を可能な限り添付すること。 理由：	
供応接待を受けた場合にあっては、その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業 場所の名称： 住所： その場に居合わせた人数（概数）： { 主な参加者（具体的な職業） }	
贈与等をした事業者等の名称及び住所 { 事業者等の名称： 事業者等の住所： }	
贈与等をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係 { 所属行政機関との関係： 職務との関係： }	
<input type="checkbox"/> 利害関係なし	
<input type="checkbox"/> 利害関係あり（羽生市職員倫理規程第2条第4項該当）	
贈与等を受けた後の対応 ※贈与等を受けた後の対応について、出来る限り具体的に記載すること。 { }	

(注) 贈与等1件につき、1枚に記入すること。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。